



水仙

Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士事務所

News

編集発行人

パワーアライアンス税理士事務所
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

12月

(師走) DECEMBER

日	・	11	25
月	・	12	26
火	・	13	27
水	・	14	28
木	1	15	29
金	2	16	30
土	3	17	31
日	4	18	・
月	5	19	・
火	6	20	・
水	7	21	・
木	8	22	・
金	9	23	・
土	10	24	・

12月の税務と労務

- 国 税**／給与所得者の年末調整
今年最後の給与を支払う時
- 国 税**／給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
今年最後の給与を支払う前日
- 国 税**／11月分源泉所得税の納付
12月12日
- 国 税**／10月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 1月4日
- 国 税**／4月決算法人の中間申告
1月4日
- 国 税**／1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)
1月4日
- 地方税**／固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務**／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
支払後5日以内

ワンポイント 医療費集計フォーム

国税庁HPの確定申告書等作成コーナーにある、医療費をエクセルなどの表計算ソフトで入力・集計するためのフォーマット。医療費の領収書が多い場合でも、画面の案内に従って金額等を入力することで医療費控除の明細書がスムーズに作成でき、作成後はe-Tax又は印刷して提出することができます。

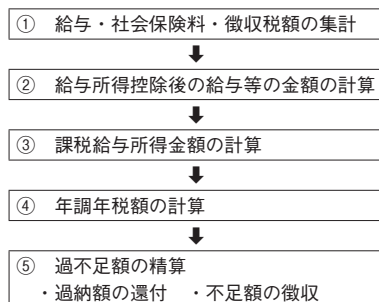
分の4年調整 和末ポイント 令年ポ



一年末調整の流れ

年末調整とは、毎月の給与や賞与（以下「給与等」）を支払う際に徴収した源泉徴収税額と、その給与等の支払いを受けた人が納めるべき税額とを比較して、過不足額を精算する手続きです。1年を通じて勤務している人や、年の途中で就職し年末まで勤務している人などが、年末調整の対象となります。ただし、これらの人のうち、1年間の給与の収入金額が2000万円を超える人や、2か所以上から給与の支払いを受けている人（他社に扶養控除等（異動）申告書を提出している人などは、年末調整の対象にはなりません）。

年末調整の流れ



- (1) 扶養控除等（異動）申告書
- (2) 基礎控除申告書*
- (3) 配偶者控除等申告書*
- (4) 所得金額調整控除申告書*
- (5) 保険料控除申告書
- (6) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書

※(2)～(4)は1枚の用紙です

二 令和4年分のポイント

社会保険料控除や小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける場合、国民年金の保険料と国民年金基金の掛金以外の保険料や掛金で、本人が直接支払ったものについては、その保険料などを支払ったことの証明書類を保

険料控除申告書に添付して提出または提示をする必要があります。これが、保険料控除申告書に記載すべき事項を電子データで勤務先に提出する場合には、書面による証明書類の提出または提示に代えて、一定の電子データによる提供をすることができるとなりました。

また、保険料控除申告書に添付などをする証明書類の範囲に、証明書類の発行者から提供を受けた電子データを、一定の方法により印刷した電磁的記録印刷書面が加えられました。この電磁的記録印刷書面は、電子証明書に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付いた書面をいいます。

三 年末調整の誤りやすい点

1年間の給与等の収入金額が850万円を超える人で、特別障害者に該当する場合や、年齢23歳未満の扶養親族・特別障害者である同一生計配偶者・特別障害者である扶養親族のいずれかを有する場合には、所得金額調整控除の適用があります。ここで、同じ世帯に所得者が2人

以上と扶養親族がいる場合、扶養控除の適用についてはその扶養親族は所得者のうちのいずれか1人の扶養親族にのみ該当するものとみなされています。一方、所得金額調整控除の適用については、いずれか1人の扶養親族にのみ該当するものとみなされていませので、すべての所得者について扶養親族を有することになります。

具体的には、夫婦共働きでどちらも給与等の収入金額が850万円を超えるような場合で、年齢23歳未満の扶養親族が1人いるときは、その夫婦は両者とも所得金額調整控除の適用を受けることができます。

四 年末調整の電子化

今までの年末調整は、保険会社などが発行する証明書などを基に従業員が各種申告書を記入して会社提出し、会社がその内容を確認して計算を行っていました。そして会社は、年末調整の計算が終わった後、源泉徴収票や給与支払報告書を、税務署や市区町村に郵送していました。このような従来の年末調整

は、従業員と会社担当者にとつて大きな負担になっていました。

そこで近年、国税庁は税務行政のDX化を進めており、その取り組みのひとつに「年末調整のデジタル化」があります。年末調整がデジタル化されると、保険会社などが発行する証明書のデータを従業員が国税庁の年調ソフト等に取り込んで、本人情報などを入力した後の各種申告書データを会社へ送信し、会社は受け取ったデータを給与計算などのシステムに取り込むことで、年末調整の計算が終わります。税務署等への提出も郵送ではなくデータで行います。

これにより、証明書の収集や紙による各種申告書の配布・回収、申告書の記載内容の確認や控除額の検算などの作業が、ほとんど不要になり、従業員や会社担当者の負担を減らすことができます。

五 電子化のポイント

年末調整をデジタル化するためのポイントの一つに、証明書類などのデータの受け取り方法があります。

まず、証明書類をデータで受け取るためには、「マイナポータル連携」により取得したデータか、保険会社などの「お客様ページ」などからダウンロードして取得したデータである必要があります。証明書をスキャンしたデータや、エクセルなどに証明書の内容を入力したデータは、要件を満たしません。

また、データを受け取る際には、①勤務先にインターネット経由のメールなどで送信、②USBメモリなどに保存して勤務先に提供、③勤務先と従業員のみがアクセスできる領域に申告書データを保存、④社内LANにログインしてメールなどで送信、のいずれかの方法を定める必要があります。このうち①と②については、データに電子署名を付すか、パスワードを設定する必要があります。

さらに、従業員が申告書情報に電子署名を行うか、勤務先から通知された識別符号を付して勤務先に送信するといった、提出する人の氏名をデータで明らかにする措置を講じる必要があります。

所得控除の種類と年末調整の可否

所得控除	可否	控除額
社会保険料控除	○	支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額
小規模企業共済等掛金控除	○	掛金の合計額
生命保険料控除	○	① 一般：旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ② 個人年金：旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ③ 介護医療：最高4万円 ※旧契約とは平成23年12月31日以前に締結した保険契約等。 ※①と②について、旧契約と新契約の両方がある場合の控除額は、最高4万円ですが、旧契約分のみで計算した場合の控除額の方が大きい場合は、旧契約分のみで適用（最高5万円）を受けることもできます。
地震保険料控除	○	地震：最高5万円 旧長期損害：最高1万5千円 合計で最高5万円
寡婦控除	○	27万円
ひとり親控除	○	35万円
勤労学生控除	○	27万円
障害者控除	○	障害者1人につき27万円 特別障害者1人につき40万円 同居特別障害者の場合は75万円
配偶者控除	○	一般の控除対象配偶者：最高38万円 老人控除対象配偶者：最高48万円
配偶者特別控除	○	最高38万円
扶養控除	○	(1) 一般の控除対象扶養親族 38万円 (H19.1.1以前生まれで、下記(2)、(3)に該当しない人) (2) 特定扶養親族 63万円 (H12.1.2～H16.1.1生まれ) (3) 老人扶養親族 同居老親等以外：48万円 (S28.1.1以前生まれ) 同居老親等：58万円
基礎控除	○	最高48万円
雑損控除	×	
医療費控除	×	
寄附金控除	×	(注) ふるさと納税の場合、ワンストップ特例制度 有

法人設立時の届出書類

法人を設立したときに、納税地の所轄税務署長へ届け出る書類にはどのようなものがあるのでしょうか。

1 法人設立届出書

法人設立の日（設立登記の日）以後2か月以内に提出しなければなりません。この届出書には、定款等の写しを添付します。

2 源泉所得税関係の届出書

(1) 給与支払事務所等の開設・移転・廃止の届出書

国内において給与等の支払事務を取り扱う事務所等を開設等した場合に届出が必要です。

(2) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

源泉所得税の納期の特例制度の適用を受ける場合に提出が必要となります。

3 消費税関係の届出書

(1) 消費税の新設法人に該当する旨の届出書

資本金の額等が1,000万円以上である法人は提出が必要です。ただし、法人設立届出書に消費税の新設法人に該当する旨及び所定の記載事項を記載して提出した場合は不要です。

(2) 消費税課税事業者届出書(特定期間用)

特定期間における課税売上高が1,000万円を超えたことにより、課税事業者となる場合に提出が必要となります。なお、課税売上高に代え、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

(3) 消費税課税事業者選択届出書

課税事業者になることを選択する場合に提出が必要となります。

4 青色申告の承認申請書

青色申告の承認を受ける場合には提出が必要となります。

5 その他の書類

必要に応じて、「棚卸資産の評価方法の届出書」、「減価償却資産の償却方法の届出書」、「有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書」を提出します。

為替差損益の取扱い〔消費税〕

消費税法では、事業者が行った外貨建取引は、消費税法又は法人税法において円換算して計上すべきこととされている金額によることとされています。よって、為替予約がある場合を除き、原則として、事業者が資産の譲渡等を行った日の対顧客直物電信売買相場の仲値(T.T.M.)によるものとされます。

このため、資産の譲渡等の対価が入金された場合や、課税仕入れに係る支払対価を支払った場合には、資産の譲渡等や課税仕入れに計上した日と実際に円貨で決済した日との為替レートの差により、いわゆる為替差損益が発生します。

しかし、消費税法においては、外貨建取引に伴う消費税については、原則として資産の譲渡等を行った日又は課税仕入れを行った日のT.T.M.で換算した円貨により金額を認識することとなり、決済時との差額は調整する必要はありません。

死亡退職金を返還した場合(相続税)

Q

父が会長を務めていた会社から、死亡退職金が支給されましたが、その会社が資金難であることがわかったため、辞退したい旨を申出、全額を返還しました。この場合の相続税の取扱いを教えてください。

されたものであれば、たとえ受領した死亡退職金を返還したとしても相続税の課税対象となります。

A 受領した死亡退職金が、その支給について正当な権限を有する株主総会及び取締役会の決議に基づいて支給

されたものであった場合には、課税対象とはなりません。この場合、そのことが権限を有する機関の議事録等で明らかとなっていることが必要です。